号」を「前条第一項第一号の表第三十一号」に、「22.9円」を「22.8円」に改め、同表第十一号及び第十二号を削り、同表第十三号算式中「2,573,000円」を「2,596,000円」に改め、同号算式の符号B中「第9条第1項の表市町村の項第9号の2」を「第9条第1項の表市町村の項第10号の2」に改め、同号を同表第十一号とし、同表第十四号を同表第十二号とし、同表第十五号中「前条第一項第一号の表第四十五号」を「前条第一項第一号の表第三十五号」に改め、同号を同表第十三号とし、同表第十六号中「前条第一項第一号の表第四十八号」を「前条第一項第一号の表第三十八号」に改め、同号を同表第十四号とし、同表中第十七号を削り、第十八号を第十五号とし、同表第十九号中「前条第一項第一号の表第四十六号」を「前条第一項第一号の表第三十六号」に改め、同号を同表第十六号とし、同号の次に次の二号を加える。

十七　小規模学童保育に要する経費があること。	単独事業として実施する小規模学童保育を受ける児童数として総務大臣が調査した数に五五、〇〇〇円を乗じて得た額とする。
十八　排水機場の維持管理に要する経費があること。	排水機場の維持管理に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・二を乗じて得た額とする。

第三条第一項第三号ロの表第二十号を削り、同項第四号ハ中「小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項」を「小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第二条第一項」に改め、同号ハ算式の符号B中「（特別の事情により発生するものとして総務大臣が認める経費を除く。）」を削る。

第四条第一項第一号の表第二号中「第二条第一項第一号の表の第六号」を「第二条第一項第一号の表第五号」に改め、同表第三号中「第二条第一項第一号の表の第十二号」を「第二条第一項第一号の表第十一号」に改め、同表第六号中「第二条第一項第一号の表第八号」を「第二条第一項第一号の表第七号」に改め、同第十九号中「第二条第一項第一号の表第六十三号」を「第二条第一項第一号の表第五十号」に改め、同表第二十七号一及び二中「第二条第一項第一号の表第五十八号」を「第二条第一項第一号の表第四十五号」に改め、同表第四十号一及び二中「第二条第一項第一号の表第五十九号」を「第二条第一項第一号の表第四十六号」に改め、同表第四十一号中「第二条第一項第一号の表第六十号」を「第二条第一項第一号の表第四十七号」に改め、同表第四十六号中「第二条第一項第一号の表第七十号」を「第二条第一項第一号の表第五十七号」に改め、同表第四十七号中「第二条第一項第一号の表第七十一号」を「第二条第一項第一号の表第五十八号」に改め、同項第二号中ウをノとし、ムの次に次のように加える。

ウ　道府県の知事又は議会の議員に係る特別選挙等があるため、特別の財政需要があること。

キ　関東ローム地帯にある道路に要する経費が多額であること。

第五条第一項第二号イの表第二十三号一算式の符号B中「第三条第一項第三号イの表第五十七号及び第六十五号」を「第3条第1項第3号イの表第45号及び第53号」に改め、同表第三十六号一及び二中「第三条第一項第三号イの表第七十一号」を「第三条第一項第三号イの表第五十九号」に改め、同表第三十七号一及び二中「第三条第一項第三号イの表第六十号」を「第三条第一項第三号イの表第七十二号」に改め、同表に次の一号を加える。

四十五　ラジオ難聴解消対策に要する経費があること。	ラジオ難聴解消対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて得た額とする。

第五条第一項第三号ロ中㉚を㉛とし、㉙の次に次のように加える。

㉚　市町村の長又は議会の議員に係る特別選挙等があるため、特別の財政需要があること。

附則第三条中「第二条第一項第一号の表第二十号、第三十九号若しくは第五十号」を「第二条第一項第一号の表第十七号、第二十九号若しくは第三十九号」に、「同項第三号イの表第十九号、第二十六号、第五十四号若しくは第六十一号、同項第三号ロの表第一号、同項第六号若しくは附則第五条第五項第二号及び第三号」を「同項第三号イの表第十七号、第二十一号、第四十二号、第四十九号若しくは同項第六号」に改める。

附則第四条第一項中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に、「第一号、第八号、第九号、第十四号及び第十七号」を「第三号及び第四号」に改め、同項第一号から第五号までを削り、同項第六号算式の符号A中「37,000円」を「36,000円」に改め、同号算式の符号B中「56,000円」を「59,000円」に改め、同号算式の符号D中「40,000円」を「43,000円」に改め、同号を同項第一号とし、同項中第七号を第二号とし、第八号から第十三号までを五号ずつ繰り上げ、第十四号を削り、第十五号を第九号とし、第十六号を第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一　平成二十五年度に発生した大雪のため国の補助金を受けて実施する経営体育成支援事業に要する経費として総務大臣が調査した額のうち、農産物の生産に必要な施設の撤去に係るものにあつては〇・八を、農産物の生産に必要な施設の再建等に係るものにあつては〇・七をそれぞれ乗じて得た額の合算額

附則第四条第一項第十七号を削り、同条第四項中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項中「平成二十三年度から平成二十五年度」を「平成二十六年度から平成二十八年度」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3　平成二十六年度から平成三十一年度までの間に限り、第二条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（第一号に掲げる額については、当該規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　地方公営企業法第二条第一項第六号に規定する電気事業として実施するごみ固形燃料発電事業に係る施設の整備に要する経費のうち、次の算式によつて算定した額

算式

（A＋B）×0.5

算式の符号

A　ごみ固形燃料の焼却処理施設の整備に要する経費（用地取得費等を除く。）の財源に充てるために借り入れた一般単独事業債（平成25年度までの各年度において発行を同意又は許可されたものに限る。）の当該年度における元利償還金

B　一般会計が電気事業特別会計に出資するために借り入れた地方債（平成25年度までの各年度において発行を同意又は許可されたものに限る。）の当該年度における元利償還金

二　既存のふ頭用地の耐震性強化のための改良に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債（平成八年度から平成十二年度までの各年度において発行を許可されたものに限る。）の当該年度における元利償還金の財源に充てるため当該年度中に一般会計から港湾整備事業特別会計に繰り入れた額（当該元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・二五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に〇・五を乗じて得た額

4　平成二十六年度から平成三十七年度までの間に限り、第二条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（第一号に掲げる事項については、当該規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して